平成 26 年 1 月 14 日 【照会先】 全国健康保険協会 企画部 篠原・仲津留・中谷 TEL 03-5212-8217 03-5212-8216

## 協会けんぽ(医療分)の収支見通しについて(概要) (平成26年1月試算)

#### 〇 試算の趣旨

・ 政府の平成26年度予算案を踏まえた協会けんぽ(医療分)の平成26年度 収支見込みと、これを足元として一定の前提のもとに機械的に試算した平成 30年度までの5年間の収支見通しを、平成27年に向けた医療保険制度改 革の議論のための基礎資料としてお示しします。

#### ○ 試算の制度前提

今回お示しする収支見通しの特別措置終了後(平成27年度以降)の制度前提は以下の通りです。

## 制度前提A(現状維持)

- ·国庫補助率 16.4%
- ・被用者保険が負担する後期高齢者支援金は、1/3総報酬按分

## 制度前提B(協会要望)

- ・国庫補助率 20%
- ・被用者保険が負担する後期高齢者支援金は、全額総報酬按分



- 1. 平成26年度の収支見込みについて
  - 〇 平成 26 年度政府予算案が昨年 12 月 24 日に閣議決定したことを受けて、26 年度の協会けんぽ(医療分)の収支見込みを算出。
  - 〇 平成 26 年度の平均保険料率については、25 年 5 月の健康保険法改正により協会けんぽに関する特例措置が 2 年延長されたことなどを踏まえて、平成 25 年度と同率とする前提。

## 【収支見込みのポイント】

#### 25 年度は、昨年7月の試算対比で約600億円の収支改善

〇 平成 25 年度は、標準報酬月額が 9 月の定時決定時において見込みより高かった ことに加えて、被保険者数の伸びが予想を上回っていることから保険料収入が増加、 一方で医療給付費が見込みより低位に推移していることなどから単年度収支差はプラス 792 億円となり、年度末の準備金残高は 5,847 億円となる見込み。

#### 26 年度は、高齢者医療制度等への拠出金の増加が 221 億円に留まる

〇 高齢者医療制度などへの拠出金等が協会の財政において大きな負担となっていたが、年々数千億円規模で増加してきたのに対し、26 年度は前々年度精算等の影響もあり、前年度対比プラス 221 億円に留まる見込み。ただし、依然としてこれらの負担については協会支出の約4割を占める見込みである。

<前年度対比> 平成 24 年度 +3,027 億円

平成 25 年度 +2,105 億円

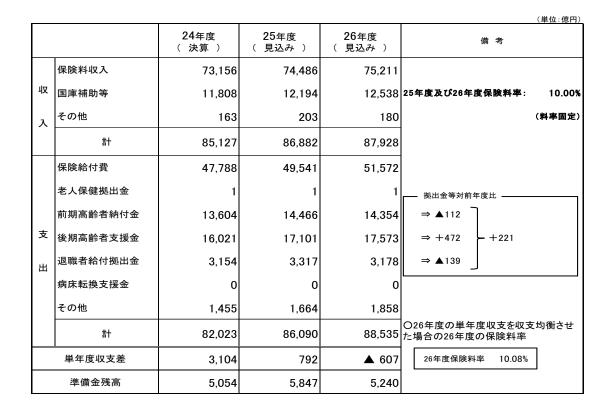
平成 26 年度 +221 億円

#### 26 年度保険料率は、準備金を約600億円取崩すことで10.00%に凍結

〇 平成 26 年度については、保険給付費が 25 年度対比でプラス 2,031 億円と見込まれるのに対し、保険料収入については標準報酬月額などの改善はあるものの、 先の健康保険法改正により準備金を取り崩すことが可能となったことから保険料率については 25 年度と同率の 10.00%で据え置くことで、プラス 725 億円の増加に留まることになる。その結果、単年度収支差はマイナス 607 億円となり、年度末に見込まれる準備金残高は 5,240 億円となる。

※本来であれば、毎事業年度末において、保険給付費及び後期高齢者支援金等の支出に要する年間費用の1/12(約6,000億円)を、準備金として積立てることとされているが、平成26年度までの間に限り、特例的に積み立てを要しないこととされている。

## ○ 平成 26年度の収支見込み



#### 【参考:25年7月時点での25年度収支見込み】

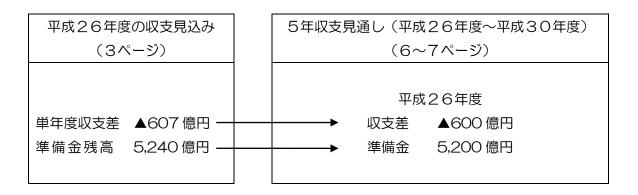
		25年度 (見込み)
	保険料収入	74,000
収	国庫補助等	12,200
入	その他	200
	計	86,400
	保険給付費	49,600
	前期高齢者納付金	14,500
支	後期高齢者支援金	17,100
出	退職者給付拠出金	3,300
	その他	1,600
	計	86,100
	単年度収支差	200
	準備金残高	5,300

- 2. 5年収支見通し(平成26年度~平成30年度)について
- 前述の政府の平成26年度予算案を踏まえた協会けんぽ(医療分)の平成26年度 収支見込みを足元とし、一定の前提をおいて、平成30年度までの5年間の収支見 通し(機械的試算)を行った。
- 平成27年度以降の賃金上昇率は、次の3ケースの前提をおいた。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
I	経済低位(注) ×O.5	0. 8%	1. 05%	1. 05%	1. 05%
I	0%で一定	0%	0%	0%	0%
Ш	過去 10 年間の 平均で一定	▲0. 5%	<b>▲</b> 0. 5%	▲0. 5%	▲0. 5%

- (注)経済低位ケースは、厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し (平成21年財政検証結果)」(平成21年2月)における賃金上昇率の前提である。
- 平成26年度予算案時点における制度改正案等については、以下の前提で試算している。
  - ※ 70~74歳の一部負担は、平成26年4月以降新たに70歳になる者から2割負担としている。
  - ※ 高額療養費については、平成27年1月から見直すこととしている。
  - ※ 消費税 10%(平成 27 年 10 月)への引き上げに伴う診療報酬改定については、 消費税 8%(平成 26 年 4 月)への引き上げに準じている。

(注)前述の通り、5年収支見通しは平成26年度収支見込みを足元としており、 両推計の対応関係は以下の通り。



#### 【試算結果のポイント】

#### 制度前提A(現状維持)

○ 現在の保険料率 (10%) を据え置いた場合、全ての賃金上昇率ケースにおいて、平成 28 年度に準備金 (積立金) が枯渇する。更に、平成 28 年度以降も保険料率を 10%に据え置いた場合、平成 30 年度末の累積赤字は、

(賃金上昇率ケース [ ) 8,900 億円

(賃金上昇率ケースⅡ) 1兆5,600億円

(賃金上昇率ケースⅢ) 1兆9,100億円となる。(下記制度前提Aの①参照)

○ 平成30年度の均衡保険料率(単年度収支が均衡する保険料率)は、

(賃金上昇率ケース [) 10.6%

(賃金上昇率ケースⅡ) 11.0%

(賃金上昇率ケースⅢ) 11.2%となる。(下記制度前提Aの③参照)

#### 【試算結果】

制度前提A(現状維持)

①現在の保険料率(10%)を据え置いた場合

(単位:億円)

					,	十一口・1回1コ/
賃金上昇率		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
I 経済低位	収支差	<b>▲</b> 600	<b>1 2,400</b>	<b>A</b> 3,400	<b>4,000</b>	<b>4,300</b>
ケース×0.5	準備金	5,200	2,800	▲ 600	<b>4</b> ,600	<b>A</b> 8,900
	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
Ⅱ 0%で一定	収支差	<b>▲</b> 600	<b>A</b> 3,000	<b>4</b> ,700	<b>▲</b> 6,100	<b>▲</b> 7,100
	準備金	5,200	2,300	<b>1 2,500</b>	<b>A</b> 8,500	<b>▲</b> 15,600
	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
Ⅲ 過去10年間の	収支差	<b>▲</b> 600	<b>A</b> 3,300	<b>5,400</b>	<b>▲</b> 7,100	<b>A</b> 8,400
平均で一定	準備金	5,200	1,900	<b>A</b> 3,500	<b>▲</b> 10,600	<b>▲</b> 19,100

②準備金が枯渇する前年度まで保険料率10%を維持し、準備金が枯渇する年度以降は 均衡保険料率(単年度収支が均衡する保険料率)

(単位:億円)

任今 L 目並		東西の6年度	東武のフケウ	東代20年度		元代20年度
賃金上昇率		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	保険料率	10.0%	10.0%	10.1%	10.5%	10.6%
I 経済低位	収支差	▲ 600	<b>1 2,400</b>	<b>1 2,800</b>	0	0
ケース×0.5	準備金	5,200	2,800	0	0	0
	保険料率	10.0%	10.0%	10.3%	10.8%	11.0%
Ⅱ 0%で一定	収支差	▲ 600	<b>A</b> 3,000	<b>1 2,300</b>	0	0
	準備金	5,200	2,300	0	0	0
	保険料率	10.0%	10.0%	10.5%	11.0%	11.2%
Ⅲ 過去10年間の	収支差	▲ 600	<b>A</b> 3,300	<b>1,900</b>	0	0
平均で一定	準備金	5,200	1,900	0	0	0

(注)準備金が枯渇する年度の均衡保険料率は、準備金を全額取り崩す前提で試算しているため、 ③の結果と異なる場合がある。

③平成27年度以降均衡保険料率(準備金は取り崩さず、単年度収支が均衡する保険料率)

賃金上昇率	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
I 経済低位×0.5	10.0%	10.3%	10.5%	10.5%	10.6%
Ⅱ 0%で一定	10.0%	10.4%	10.6%	10.8%	11.0%
Ⅲ 過去10年間の平均で一定	10.0%	10.5%	10.7%	11.0%	11.2%

<sup>(</sup>注) 平成26年度は10%としている。

## 制度前提B(協会要望)

○ 平成27年度以降、国庫補助率を20%(現在は16.4%)に引き上げ、また、被用者保険が 負担する後期高齢者支援金の全額(現在は1/3)を総報酬による按分とした場合、現在の保 険料率(10%)を据え置くと、平成30年度末の累積赤字は、

(賃金上昇率ケース!) 700億円

(賃金上昇率ケースⅡ) 7,400億円

(賃金上昇率ケースⅢ) 1兆 900 億円となる。(下記制度前提Bの①参照)

○ 平成30年度の均衡保険料率(単年度収支が均衡する保険料率)は、

(賃金上昇率ケース [) 10.3%

(賃金上昇率ケースⅡ) 10.7%

(賃金上昇率ケースⅢ) 10.9%となる。(下記制度前提Bの③参照)

#### 制度前提B(協会要望)

①現在の保険料率(10%)を据え置いた場合

(単位:億円)

賃金上昇率		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
I 経済低位	収支差	<b>▲</b> 600	<b>4</b> 00	<b>1,400</b>	<b>1 2,000</b>	<b>1</b> 2,200
ケース×0.5	準備金	5,200	4,900	3,500	1,500	<b>▲</b> 700
	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
Ⅱ 0%で一定	収支差	<b>▲</b> 600	<b>1,000</b>	<b>1 2,700</b>	<b>4,000</b>	<b>\$</b> 5,000
	準備金	5,200	4,300	1,600	<b>1 2,400</b>	<b>▲</b> 7,400
	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
Ⅲ 過去10年間の	収支差	<b>▲</b> 600	<b>1,300</b>	<b>A</b> 3,400	<b>5</b> ,100	<b>▲</b> 6,400
平均で一定	準備金	5,200	3,900	600	<b>4</b> ,500	<b>▲</b> 10,900

②準備金が枯渇する前年度まで保険料率10%を維持し、準備金が枯渇する年度以降は 均衡保険料率(単年度収支が均衡する保険料率)

(単位:億円)

					`	十一三・120137
賃金上昇率		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.1%
I 経済低位	収支差	<b>▲</b> 600	<b>4</b> 00	<b>1,400</b>	<b>1 2,000</b>	<b>1,500</b>
ケース×0.5	準備金	5,200	4,900	3,500	1,500	0
	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.3%	10.7%
Ⅱ 0%で一定	収支差	<b>▲</b> 600	<b>1,000</b>	<b>1 2,700</b>	<b>1,600</b>	0
	準備金	5,200	4,300	1,600	0	0
	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.6%	10.9%
Ⅲ 過去10年間の	収支差	<b>A</b> 600	<b>1,300</b>	<b>A</b> 3,400	<b>▲</b> 600	0
平均で一定	準備金	5,200	3,900	600	0	0

(注)準備金が枯渇する年度の均衡保険料率は、準備金を全額取り崩す前提で試算しているため、 ③の結果と異なる場合がある。

③平成27年度以降均衡保険料率(準備金は取り崩さず、単年度収支が均衡する保険料率)

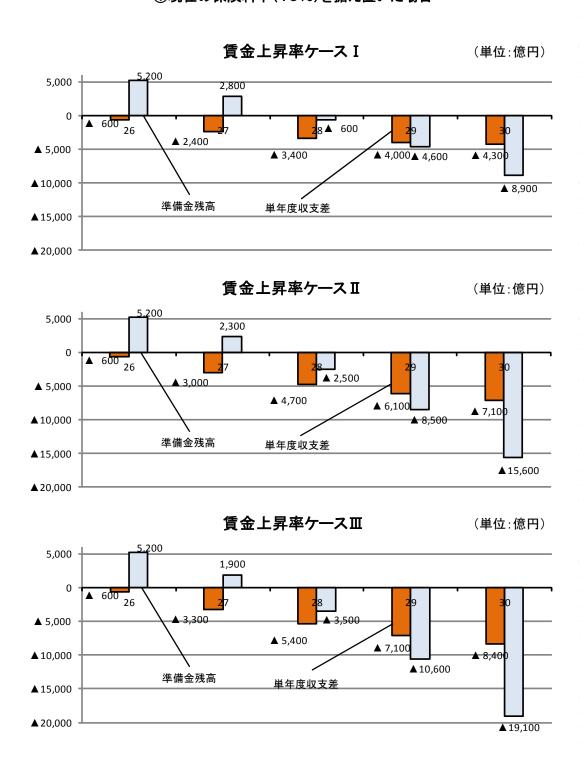
	賃金上昇率	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
Ι	経済低位×0.5	10.0%	10.1%	10.2%	10.3%	10.3%
$\mathbb{I}$	0%で一定	10.0%	10.1%	10.4%	10.6%	10.7%
$\blacksquare$	過去10年間の平均で一定	10.0%	10.2%	10.5%	10.7%	10.9%

(注) 平成26年度は10%としている。

## (参考1)

## 協会けんぽ(医療分)の平成 26 年度~平成 30 年度の収支見通し

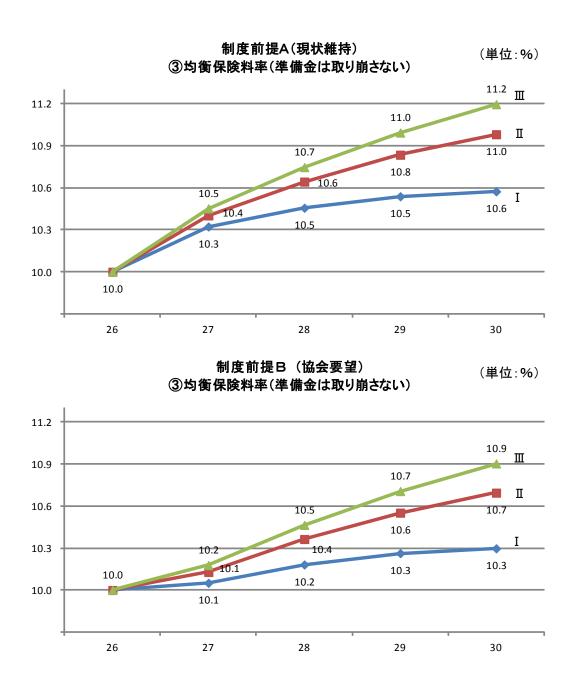
# 制度前提A(現状維持) ①現在の保険料率(10%)を据え置いた場合



## (参考2)

# 均衡保険料率の見通し

※ この保険料率は、一定の前提に基づき機械的に試算したものである。



## (注)平成26年度は10%としている。